

# 2023年2-3月 Oxford 春季英語研修 (運営:CIE)

**OX-1** Oxford 大学 St Hilda's College <16日間>

**OX-2** Oxford Union 英語&ホームステイ <16日間>



# Oxford

旅行企画・実施  
UTS 国際教育センター  
TEL 03-6418-0711

**OX-1** 3/12～3/27・寮滞在 <利用航空会社:英国航空>

568,000円・16日間

**OX-2** 2/26～3/13・ホームステイ <利用航空会社:英国航空>

528,000円・16日間

## 不思議の町 オックスフォードへようこそ！



ロンドンから列車でわずか1時間弱。なだらかな丘陵地帯に、英語圏最古の大学町オックスフォードがあります。ちょうど日本の京都がそのまま大学町になったような、長い歴史と学問の中心地としてのエネルギーを秘めた、とても魅力的な町です。

人口は約16万人。オックスフォード州の州都でもあり、大学が興る前は交易都市として栄えていました。大学の創立時期は明らかでなく、11世紀頃から学生と教授が集まり始め、徐々に形成されてきたとされています。13世紀、僧院を基盤とした大学の勃興に脅威を感じた市民と大学側（Town & Gown）の対立が流血の抗争にまで発展。この対立を逃れた学者たちがこの地を出て、ケンブリッジ大学を作りました。自然科学に強いケンブリッジ大学に対して、オックスフォード大学は人文・社会科学の分野で優れた実績を持ち、歴代の英国首相、ノーベル賞受賞者を多く輩出しています。町の中心部は大学の建物で占められていますが、周辺には豊かな緑の公園や住宅街が広がり、郊外にはのどかな田園地帯が広がっています。

## オックスフォード大学は 45のカレッジから成る集合体



オックスフォード大学という名称は、800年の間に設立された45のカレッジ（正確には39のカレッジと6つのホールと呼ばれるキリスト教系のカレッジ）の総称として使われています。ですから市内を探してもオックスフォード大学という名のキャンパスはありません。45のカレッジは市内にそれぞれのカンパスを持ち、独自の校舎や図書館、寮、ダイニングホール、教会などを揃えています。

“*Oxford is not only a beautiful city but it also has a rich cultural tradition.*”

## 壮麗なカレッジの建物群 英国の知性が息づく町 オックスフォードで学ぼう！

わずか1平方マイル弱の空間に集約されるオックスフォード大学の建物群。この小さな空間から、人々の世界観を変えるような哲学者、詩人、文学者が生まれてきました。この町には、人々の想像力を掻き立て、新しい世界へと導く、不思議な力があるようです。



## 47年にわたり Oxford 研修を企画・運営

オックスフォード研修を企画・運営するのは、市内中心部に位置するCIE - College of International Education, Oxfordです。

CIEは英国政府機関British CouncilおよびBAC - British Accreditation Councilの認可を持つ教育機関で、設立は1974年。以来、英語教育はもちろんのこと、オックスフォードが有する教育的価値を取り入れた様々な研修を、47年間提供し続けています。常駐の日本人スタッフが日本から来る学生のサポートを行っています。

### ■オックスフォード研修・実施実績 ※日本の教育機関

信州大学、法政大学、杏林大学、明治薬科大学、川村学園女子大学、東洋大学、専修大学、獨協大学、東邦大学、桜美林大学、東京家政学院大学、作新学院短大、中部大学、愛知学院大学、中央大学杉並高校、浅野中学高校、法政大学中学高校、法政大学第二中学高校、法政大学国際高校、東洋大学牛久高校、聖学院高校



**OX-2 2/26 ~ 3/13 (16日間) ※ホームステイ**

学びの場は、世界屈指の Debating Society  
テーマ授業、映像制作体験も

**Oxford Union**

- 英国最大のディベート組織「Oxford Union」が学びの場
- 190年に渡る「自由な議論」の伝統に触れる
- 午前はユニークなテーマに英語「で」取り組む CLIL 授業
- 午後は映像制作。脚本から撮影、編集までチームで協力
- 宿泊は一般家庭でホームステイ、英語の生活に挑戦！
- 日本の大学生が対象のプログラム (英語は初級以上対象)

Oxford Union の  
紹介ビデオ ↓



オックスフォード市中心部にある Oxford Union の建物。オックスフォード大学の学生や関係者がメンバーが構成されており、入口には「Members Only」の表示が。

◆ 1週間のスケジュール例

	月	火	水	木	金	土 日
9:00 - 10:00	英語レッスン (1)		Theme Lesson			※希望者は、日帰り旅行へ 週末はフリー
10:05 - 11:05	英語レッスン (2)		Theme Lesson			
11:15 - 12:15	英語レッスン (3)		Debate & Discussion			
12:15 - 13:30	昼食					
13:30 - 15:45	英語レッスン (4) (5) Video production チーム単位で映像制作に取り組みます				最終日は プレゼンテーション	
15:45 -	週2回はアクティビティが行われます。オックスフォード大生と交流会も！					

Oxford によこそ！

**Family Interview**

**Clarke Family**



Clarke さんは、今までに引き受けた留学生が 100 名近いという Oxford のベテランホストファミリー。学生の受け入れの感想を聞いてみました！

**Terry さん：** 娘 3 人は独立し、仕事もリタイアし、今は二人の生活を楽していますよ。趣味は読書と料理で食事の支度は僕の担当です。日本人の学生がいた時はラーメンスープを考案したり、イタリア人にはピザやパスタを英国流にツイストして楽しんでますよ。

**Janet さん：** 日本から女子学生を引き受けたとき、何をしてもお辞儀をするので、「そんなに気をつかわないでいいよ」と皆で大笑いしました。お別れの時にハグしたら今度は大泣き！今でもメールや SNS で、ボーイフレンドの相談とんかをやりとりしているんですよ。

**Terry さん：** ホームステイは生活と一緒にすることで互いの文化の違いを学べますよね。私自身、サウジアラビアの学生を引き受けた時は、ホストする前と後でその国に対する見方が変わりました。世界中から多くの訪問者があるオックスフォードは、偏見の少ない人が多く暮らす場所なので、そんな人の優しさも感じてもらいたいね。

世界屈指の Debating Society  
自由な議論の伝統を守る



Oxford Union は英国で最大かつ最も古い歴史を持つ Debating Society です。ここでは 1823 年の設立以来、異なる意見を持つ者同志による自由な議論が 190 年以上に渡り行われています。毎週木曜日には社会問題を討論するフォーマルディベートが年 24 回、さらに著名な政治家や財界人、各界の専門家をスピーカーとして世界から招く講演会が頻繁に行われています。ディベートにより他者を説得する交渉力を身に付け、世界の著名人とのネットワークを構築する。Oxford 大学から多くのグローバルリーダーが生まれる背景には、Oxford Union の存在が深く関わっています。

英語で学ぶテーマ授業、午後は  
チームで映像制作に挑戦！



午前は 3 時間のテーマ授業。建築と歴史、ジャーナリズムなど、難しい内容も分かりやすい英語で学びます。続く Debate & Discussion では日本との比較や提案など、意見の交換を英語で実践していきます。午後は 2 時間の Project Work 授業。小チームに分かれ選択したテーマに関する映像制作に挑戦。学びをアウトプットする時間です。

《テーマ例》

- ・オックスフォード～建築、美術、歴史
- ・ジャーナリズム
- ・ビジネス～Motivation と Leadership
- ・Oxford Debat Society とは、他

テーマ授業の一例

ビジネス～Motivation と Leadership

人はなぜ働くのか？ 働くことへの意欲や動機付けは何から生まれるのか？ 少し難解なテーマに取り組みます。Taylor, Mayo, Maslow, Herzberg など経営学者や心理学者らが提唱した理論について、それぞれの相違点や特徴の解説を受けながら、人間の働き方についての歴史をたどります。理論について学ぶのが目的ではなく、その根底にある考え方について参加者に意見を求め、一方的なレクチャーではなく「あなたはどう思うか？」を問う授業です。翌日はさらに、人びとが共に生きる社会の推進力として大切なリーダーシップについて学んでいきます。



週 2 回の課外活動  
オックスフォード大生との交流会も！



世界トップと言われるオックスフォード大学。そこで学ぶオックスフォード大生との交流会を行います。普段はどんな生活をしているの？部活なんかあったりするのかな？ アルバイトはしないって本当？寮生活ってどんな感じ？ オックスフォード大生の就活事情は？ 同世代でざっくばらんに語り合ってみよう。その他、カレッジ見学など週 2 回の課外活動でオックスフォードを満喫！

イギリスの生活文化に触れる  
ホームステイ

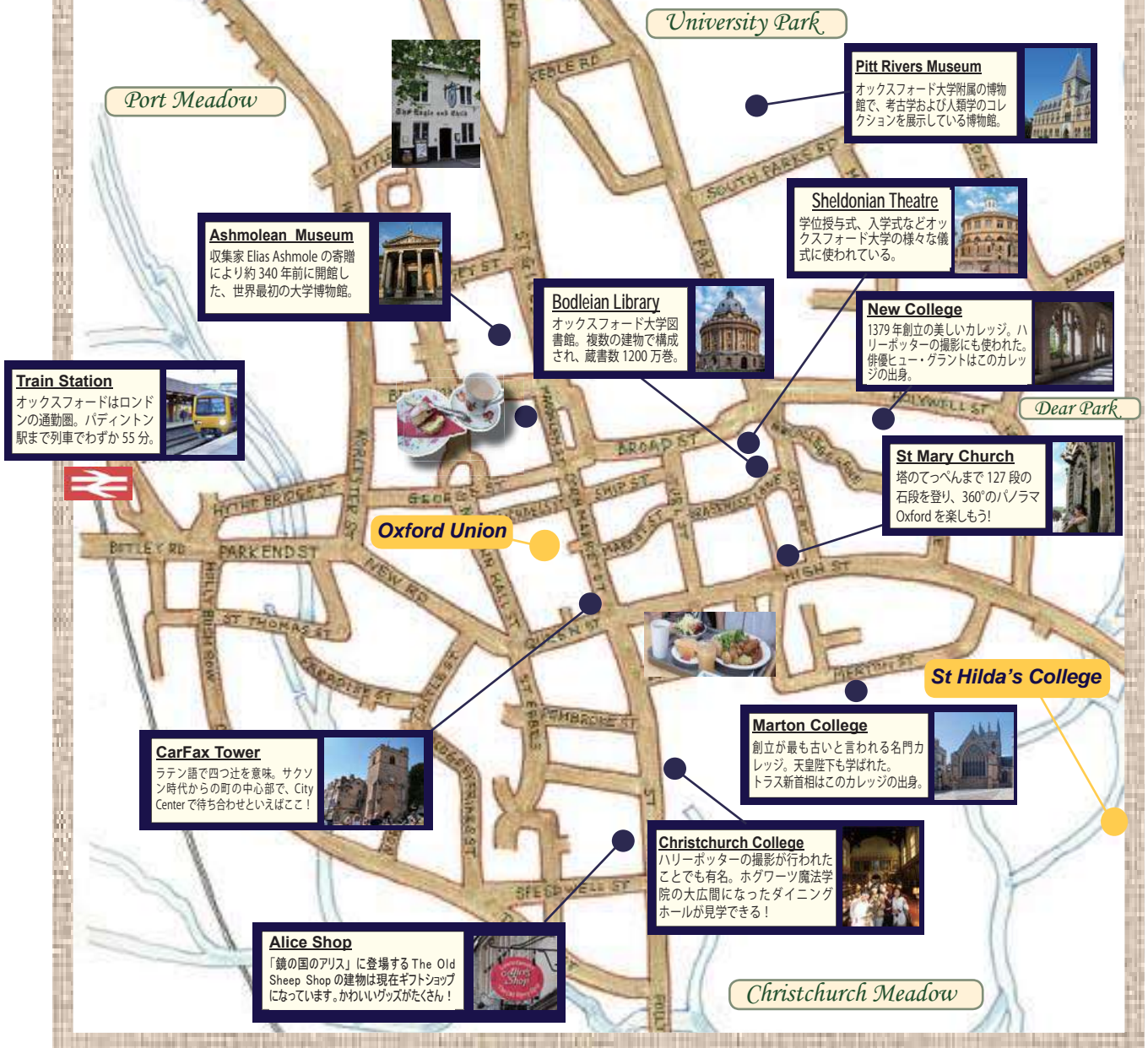
研修中はオックスフォード市内の一般家庭にてホームステイ。オックスフォードは様々な文化バックグラウンドを持つ人々が集まる多文化社会。彼らの中に入り、生活を共にすることで、異なる文化を身近に体験します。ホームステイ先では一人部屋と朝食が提供されます。通学はバスを利用し平均通学時間は 30 ～ 50 分。



研修日程・費用

出発日 → 帰国日	期間	旅行代金
2/26 (日) → 3/13 (月)	16日間	538,000円
1	午後：東京 (羽田) 発。直行便にてロンドンへ。夕方：ロンドンヒースロー空港到着。出迎えをタクシー、専用車で滞在先へ。《ホームステイ泊》	
14	【英語研修】 ■授業は月～金曜日、週 25 時間授業 午前：テーマレッスン 午後：映像制作 1 クラス最大 12 名 (平均 8 ～ 10 名) ▼ ■授業後の週 2 回はアクティビティ ■オックスフォード大生との交流会 ■フリータイムには、カレッジや博物館巡り、バンティングなど、オックスフォードを探索してみましょう。《ホームステイ泊》	
15	午前、専用車でロンドンヒースロー空港へ。チェックイン手続きを行います。 午後：ロンドン発、空路、直行便にて東京へ。《機中泊》	
16	午前：東京 (羽田) 着 ■最小催行 10 名 (定員 20 名) ※日本の大学生が募集対象 ■添乗員：なし。現地スタッフがお世話します。 ■利用予定航空会社：英国航空 ■旅行代金に含まれるもの： ・旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃・ロンドンヒースロー空港～滞在先間の往復送迎費・旅行日程に明示した授業料・教材費・ホームステイ費用 (一人部屋・毎日の朝食付)・課外活動費用 ■旅行代金に含まれないもの： 上記以外の全ての費用。その一部を例示します。 ・羽田空港施設使用料 2,950 円・国際観光旅客税 1,000 円・現地空港諸税 23,500 円 (※ 9/1 現在の目安)・燃油付加運賃 94,000 円 (※ 9/1 現在の目安)・超過手荷物料金・渡航諸手続費用・現地での個人的諸費用・通学交通費・毎日の昼食代・海外旅行保険費用	

# 放課後は、大学町 Oxford を探検しよう！



## 土日はフリータイム、週末を利用して Oxford からの「小さな旅」

### ロンドンに飽きた者は 人生に飽きた者？



オックスフォードからロンドンには電車なら55分、運賃が割安（往復約£18）な長距離バスでは1時間半～2時間弱。バスはほぼ20分置きに運行。日帰りで十分にロンドン観光が楽しめます。大英博物館の見学、バックingham宮殿の衛兵交代式、プレミアリーグのサッカー観戦など、思い思いのロンドンを楽しみましょう！

### もう一つの大学町 ケンブリッジ



13世紀、町と対立したオックスフォードの学者が逃れて作ったのがケンブリッジ大学の始まりと言われています。2つの大学はお互いを「Another Place」と呼ぶライバル同士。人文系に強いオックスフォードに対し、ケンブリッジは自然科学分野で有名です。ニュートンやホーキング博士も過ごしたケム川の河畔の静かなる大学町を訪ねてみては。

### イギリスの不思議スポット ストーンヘンジ



ヨーロッパで最も古い先史時代の遺跡のひとつストーンヘンジ。誰が、何のために、どうやって建てたのか…多くの謎に包まれている巨石群。オックスフォードからは電車を乗り継ぎ、片道2時間半～3時間ほどかかります。季節によりOxford発着のバスツアーが運行しているので、日程が合えばツアーで訪れるのが効率的かも。

### シェイクスピア生誕の地 & コッツウォルズ地方



シェイクスピアが生まれた場所としても有名なストラットフォードアポンエイボンはOxfordから電車で1時間半程の距離。文豪の生家など、ゆかりの場所を見学できます。この辺りはコッツウォルズ地方と呼ばれ、絵本の中のような美しい村々が点在するエリアです。蜂蜜色の家々が佇むのどかなイングリッシュビレッジをぜひ訪ねてみましょう！

# 出発までの Step

留学成功の秘訣は何といっても計画性。プログラム説明ウェビナーやカウンセリングを活用し、早めに計画を立てましょう。

## 01 説明会・カウンセリングに参加

出発を希望する時期からさかのぼって、早めに具体的な検討を始めましょう。まずは情報収集。自分の目的を明確にし、それが希望する研修で実現できるのか、検討しましょう。

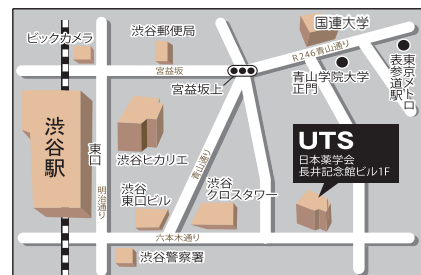
### ■UTSのカウンセリング、説明会

プログラムの内容をもっと知りたい！そんな時はUTSのカウンセリングをご利用下さい。カウンセリング方法は、オンライン (Zoom)、ご来社、お電話、E-mail など、ご都合に合わせてお気軽にご相談下さい。

#### 【カウンセリング】

日時：月～金曜日（祝日を除く） 09:00～17:00  
場所：UTS オフィス（JR 渋谷駅徒歩 10 分）、または ZOOM  
TEL: 03-6418-0711  
E-mail : uts-group@uts-japan.co.jp

■カウンセリング予約はこちらから➡➡➡



## 02 申込み

お申し込みは所属キャンパスの明大サポートのキャンパスサポートカウンターにてお手続きいただけます。参加プログラムが決まったら、キャンパスサポートカウンターにてご相談ください。お申込フォームをご提出いただき、お申込金 50,000 円（※旅行代金の一部）をお支払いいただく形となります。お申込書とお申込み金の受け取りをもって正式な申込みとさせていただきます。

お申込書の記入方法、お申込金の支払い方法など詳しくはキャンパスサポートカウンターにてご確認ください。

## 03 渡航準備

### ■渡航準備

日本から持っていく荷物の準備、海外旅行保険や国際電話などの加入、生活費の準備と換金についてなど、UTS がお渡しする研修の手引書を参考に渡航の準備を進めます。

- ・パスポート取得（未取得者のみ）
- ・ビザについて（該当者のみ）
- ・海外旅行保険の加入
- ・現地通貨の準備（国際プリペイドカード、クレジットカードなど）
- ・海外対応 SIM などの準備

### ■ビザについて

渡航先の国、また渡航者の国籍によって、出発前にビザの取得が必要な場合があります。このパンフレットで紹介するプログラムに参加する日本国籍者の場合は、以下のようになっています。外国籍の方には別途ご案内します。

イギリス：6か月未満の滞在は、事前のビザ取得不要

### ■旅行代金のお支払い

旅行代金の残金を明大サポート・キャンパスサポートにてお支払いいただけます。明大サポートからの案内に沿ってお支払いのお手続きをお願いいたします。

### ■出発前オリエンテーション

出発前の準備の確認、旅行日程や現地プログラムについて説明する出発前オリエンテーションを対面、または Zoom にて実施します。

## 04 出発

いよいよ出発です。当日は航空便出発の 2～3 時間前までに、空港にご到着下さい。空港内の指定カウンターにて、係員より往復航空券をお受け取り下さい。

# 旅行条件 申し込む前にお読み下さい

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第12条の4・5に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

## 【1】当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取り引き条件の説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 【2】募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ユーティエス（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社主催旅行契約約款によります。

## 【3】旅行の申込と旅行契約の締結

- 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

## 【4】お申し込み条件

- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込をお断りすることがあります。
- 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする場合はお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の実施に支障をきたすこと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事により医師の診断または加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の負担となります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

## 【5】確定書面

- 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合）については、旅行開始日）までにお渡しいたします。
- 前1の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

## 【7】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

## 【8】旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃
- 旅行日程に含まれる送迎車等の料金（空港、駅と宿泊場所）
- 旅行日程に明示した観光の料金
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及びサービス料。
- 旅行日程に明示した食事料金。
- 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様1個の手荷物で23kg以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものです。
- 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。

\* 上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても費用の払戻しはいたしません。

## 【9】旅行代金に含まれないもの

第8項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金。
- クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料。
- 渡航手続き関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続き代行料金）。
- 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
- 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税
- 日本国内におけるご自宅～発着空港間の交通費、宿泊費。
- コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。
- 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

## 【10】旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

## 【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、前1の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 当社は、第10項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

## 【12】旅行契約の解除・払戻し

### 1、旅行出発前の解除

#### 【1】お客様の解除権

お客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表1〉

区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日間、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。

お客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が〈別表2〉の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限りです。
  - 第11項1の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - 当社が旅行者に対し、第5項1の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ウ本項「1の【1】のA」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「1の【1】のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

### 【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

- お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが

- 判明したとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。
- スキー／スノーボードのように、旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

イお客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。この時は、本項「1の【1】のA」に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

ウ当社は、本項「1の【2】のA」に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（別表1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

### 2、旅行開始後の解除

#### 【1】お客様の解除権

アお客様の都合により途中で難回された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

#### 【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することができます。

- お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ本項「2の【2】のA」に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

ウ本項「2の【2】のA」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

エ本項「2の【2】のA」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

## 【13】旅行代金の払い戻し

当社は、「第11項の規定により旅行代金が減額された場合」又は「前12項の規定により旅行契約が解除された場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

## 【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

# 旅行条件

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第12条の4・5に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

## 【16】 当社の責任

- 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項1の責任を負いません。  
ア 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。  
イ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更または旅行の中止。  
ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。  
エ 自由行動中の事故、お食中毒、力盗難、キ運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項1の損害については、本項1の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円までといたします。

## 【17】 特別補償

- 当社は、第16項1の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社募集型企画旅行契約約款特別補償規定で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金又は見舞金を支払います。
- 本項1にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれている時は、この限りではありません。
- 本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時は

その金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 【18】 お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

## 【19】 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の(1)(2)(3)で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について第16項1の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。  
(1) 次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補償金を支払いません。  
ア 旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変  
イ 戦乱、ウ 暴動、ウ 官公署の命令  
オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
カ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
キ 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置  
(2) 第12項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合当社は変更補償金を支払いません。  
(3) 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

〈別表2〉

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行出発日、または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものでの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り適用。）	1.0%	2.0%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(9) 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合を言い、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合を言います。  
注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  
注3: 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  
注4: 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用されません。  
注5: 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取り扱います。  
注6: 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

## 【20】 その他

- お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- 当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 使用航空券等は特に明示しない場合は原則としてエコミークラスを使用します。
- 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加可能な旨」を表示した場合は、旅行契約の範囲は「東京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者：永原 聡】

# 語学研修参加のお約束事項

## ●プログラムの主旨

日本の社会や家庭に独自の習慣や考え方があるように海外研修で滞在する国にもその風土に根ざした価値観や習慣があります。自分の物差しだけでそれらを判断するのではなく、相手国の生活や文化、習慣を尊重し身近に体験することで、相互の国際理解を深めるのが、海外研修の目的です。

## ●プログラム全般に関するお約束事項

- すべてのプログラムは主催する学校、団体の校則・規則により行動して頂きます。内容は主催する学校や団体の事情により変更される事があります。
- このプログラムは東京（成田 / 羽田）の発着です。ご自宅～空港の往復については各自で手配して頂きます。
- 規則を守らず勝手なふるまいが多い時や研修に耐えられないと判断した時は、ただちに帰国して頂くことがあります。なお、UTSは帰国に関する一切の責任を負いません。この場合、新たに購入する片道分の航空運賃の出費は本人負担となり、参加費用の払い戻しは致しません。
- 日本出発後、参加者がUTSに連絡を取るのに要した通信費は本人負担となります。
- UTSでお申し込みを受け付けた後でも、年齢その他の理由で学校の判断により申込みをお断りする場合があります。

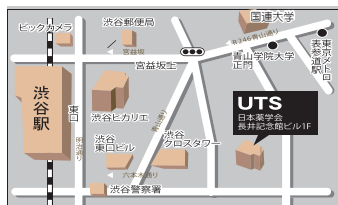
## ●ホームステイ先および研修期間中の生活 (Plan2)

- 受け入れ家庭にはあらゆる人種、宗教、家族構成があります。これらに関することや参加者の想像との相違などの理由で滞り家庭の変更は認められません。また滞り家庭に関する希望は出せませんが、ご希望に添えない場合があります。
- 家庭滞り先の決定時期は、各学校、受入団体によって異なります。基本的にはご出発の1週間前が目安です。ただし現地の事情により家庭滞り先の決定が直前になったり、出発前後に変更になることがあります。また、現地事情により、滞り中2つの家庭に滞りすることもあります。
- 家庭滞り先のリストは名前、住所、電話番号を記載してお渡します。原則としてその他の詳細はお伝えできないことを予めご了承下さい。ただし本人の希望により、家庭の方々と事前に連絡をとり、コミュニケーションを図ることは自由です。その際、相手側のプライバシーを尊重し、無理な質問は差し控えるよう心掛けて下さい。
- 宿泊形態や寝具、トイレ、バスルームなどの生活様式はそれぞれの滞り地域や家庭の生活習慣により異なります。家族の一員としてその習慣に従って下さい。招待や長時間の個人的外出などには必ず家庭の許可を得て下さい。家庭の生活スケジュールは尊重し、どこかへ連れていくことを強要したり、無理な要求は慎んで下さい。

- 喫煙や飲酒等は受入国および日本の法律に従い、成人の場合も受け入れ家庭の習慣を尊重し、許可を得て下さい。未成年が許可なく、車、バイク等の運転をすることは禁止です。
- 自分の部屋の片付け、食後のテーブルの片付けなど家族の一員としての役割や家庭の習慣になっている仕事は進んで手伝うよう心掛けて下さい。
- 国際電話はコレクトコールにて滞り家庭の許可を得て下さい。長距離および国際電話は参加者負担とするのが原則です。
- ホストファミリーの都合で食事は自分でとる場合があります。ただし一方的なものでなく、その旨のアドバイスがありますので、心配することはありません。
- 家庭に滞り中、参加者が著しくプログラムの主旨や約束事項、旅行条件に反し、安全かつ円滑なプログラムの実施を妨げると受入団体が判断した場合は、家庭滞りではなく、ホテル滞りに変更されることがあります。この際の宿泊費、食事等は自己負担となります。
- 上記の各事項、厳しい条件のように思われますが、日本で生活している場合と同様のモラルや守るべき事柄です。最低必要な道徳と礼儀正しい生活を心掛けて下さい。

## UTS 国際教育センター (株)ユーティエス

観光庁長官登録旅行業第714号  
JATA (社) 日本旅行業協会 正会員  
JATAアウトバウンド促進協議会 (JOTC)  
教育旅行部会留学WG  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15  
日本薬学会会長井記念館ビル1階  
営業時間：月～金曜日 9～17時



TEL 03-6418-0711 ✉ uts-group@uts-japan.co.jp

「お申し込みは所属キャンパス内のキャンパスサポートにて承っています」